第三十九条の三十五の四第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項第三号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項第四号中「第三項第四号」を「第四項第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第四項第五号において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第九項及び第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定

第三十九条の三十五の四第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の三の四第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　一般社団法人又は一般財団法人のうち、普通法人であるもの

二　医療法人のうち普通法人であるもの

三　生産森林組合

第三十九条の三十九第一項中「第六十八条の九第三項第一号」を「第六十八条の九第六項第一号」に、「第五項第一号」を「第十二項第一号」に、「第二十七条の四第六項第一号」を「第二十七条の四第十三項第一号」に、「第六十八条の九第六項第六号」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第六十八条の九第六項第二号ロ」を「第六十八条の九第八項第二号ロ」に改め、同項第二号中「第六十八条の十四第三項及び第五項」を「第六十八条の十四第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定

第三十九条の三十九第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十八条の九第六項第一号」を「第六十八条の九第八項第一号」に改め、「試験研究のために要する費用で」を削り、「ものは、次に掲げる」を「費用は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究　次に掲げる費用

イ　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費

ロ　他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。次号ロにおいて同じ。）に委託をして試験研究を行う当該連結親法人又はその連結子法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

ハ　第二十七条の四第三項第一号ハに掲げる費用

二　法第六十八条の九第八項第一号に規定する政令で定める試験研究　次に掲げる費用

イ　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。イにおいて同じ。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

ロ　他の者に委託をして試験研究を行う当該連結親法人又はその連結子法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（イに規定する原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

第三十九条の三十九第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九第八項第一号に規定する政令で定める試験研究は、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものとする。

一　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によつて行われた情報の収集又はその方法によつて収集された情報の取得

二　前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として財務省令で定めるもの

三　前号の分析により発見された法則を利用した当該役務の設計

四　前号の設計に係る同号に規定する法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及び当該法則を利用した当該役務が当該目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

第三十九条の三十九第五項を次のように改める。

5　法第六十八条の九第八項第四号に規定する政令で定める場合は、同号の連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とする。

一　次項の規定の適用を受ける同項第三号に掲げる合併法人

二　第八項の規定の適用を受ける同項第三号に掲げる分割承継法人等

第三十九条の三十九第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第六十八条の九第四項（第一号に係る部分に限る。第十二項及び第十四項において同じ。）」を「第六十八条の九第一項又は第三項」に改め、「の当該適用年度」の下に「（同条第八項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。）」を加え、「同条第六項第七号」を「同条第八項第四号」に、「（第十二項」を「（第八項」に改め、同項第一号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「の法第六十八条の九第六項第七号」を「に係る同法第十五条の二第一項」に、「第十二項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を同条第七項とし、同条第十二項中「第六十八条の九第一項又は第三項」に、「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項中「第六十八条の九第四項」を「第六十八条の九第一項又は第三項」に、「第十項」を「第六項」に、「同条第六項第一号に規定する」を「第三項各号に掲げる」に、「第二十一項」を「第二十項」に、「第二十七条の四第十三項」を「第二十七条の四第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11　法第六十八条の九第八項第五号に規定する政令で定めるものは、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

一　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

イ　その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人

ロ　イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

二　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

12　法第六十八条の九第八項第七号に規定する政令で定める試験研究は、第二十七条の四第十三項第一号、第五号及び第九号並びに次に掲げる試験研究とする。

一　大学等（第二十七条の四第十三項第二号に規定する大学等をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの